

## 平成29年度 小牧市東部地区人・農地プラン説明会会議録

- 1 開催日時 平成29年11月27日（月）  
午後2時00分～午後3時30分
- 2 開催場所 JA尾張中央本店3階大会議室
- 3 出席者  
【出席者】 37名  
市内関係支部長（農業振興地域のある者）、認定農業者  
小牧市農業委員会委員、小牧市農地利用最適化推進委員  
多面的機能活動団体  
【事務局】

愛知県農業振興基金農地第一	近藤課長
愛知県尾張農林水産事務所農政課	林主任主査
愛知県農業共済組合	野村事業課長、高橋班長
JA尾張中央農業振興部営農企画課	毛利課長、夏目課長代理
営農指導課	石黒課長
営農生活課	中山センター長
小牧市役所地域活性化営業部農政課	余語課長、余語係長、藤田係長 川本主査、長谷川主査
- 4 配布資料
  - ・次第
  - ・資料1（人・農地プランとは、人・農地プランの進め方）
  - ・資料2（農地中間管理事業とは）
  - ・資料3（小牧市東部人・農地プラン）
  - ・農地中間管理事業パンフレット（農地中間管理機構発行）
  - ・収入保険制度について
- 5 会議内容
  1. 人・農地プランとは
  2. 農地中間管理事業について
  3. 小牧市東部人・農地プランについて

## 【事務局】

みなさま、本日はお忙しいところ「人・農地プラン説明会」にお越しいただき、誠にありがとうございます。

本日の進行を務めます小牧市役所農政課余語と申します。会を始める前に、皆様方へ配布しております資料の確認をお願いします。会議次第、資料1の人・農地プランの進め方、資料2の農地中間管理事業の概要について、資料3の小牧市人・農地プラン、農地中間管理事業のパンフレット、収入保険制度についての資料ですが、お手元がない場合は挙手をお願いします。

地域農業の将来に関するアンケートについては、お帰りの際に受付窓口へ提出していただきますようお願いいたします。

本日は、小牧市農業委員会委員の方、小牧市農地利用最適化推進委員の方、認定農業者など担い手農家の方、農振農用地域内に農地がある支部長の方、関係団体の方へお声掛けいたしました。

それでは、ただ今より説明会を始めたいと思います。はじめに小牧市地域活性化営業部農政課長の余語よりあいさつを申し上げます。

## 【余語課長】

本日はお忙しい中、出席いただきありがとうございます。日頃、小牧市全般の農業振興に格別のご支援ご協力を賜りありがとうございます。今年の5、6月頃は渇水状態が続き、また、大雨や台風が続き、農作業も大変なご苦労をされたと思います。

さて、本日の人・農地プラン説明会ではありますが、地域が抱えている人と農地との問題を解決するために平成24年度から「人・農地プラン」を打ち出し、地域農業の現状や問題点、解決方法を話し合い、5年後、10年後の地域農業のあり方を考えていこうというものです。

また、平成26年度より各都道府県に農地中間管理機構が設置され、農地の出し手から農地を借受け、農業の担い手にまとまりのある形で農地を貸付け、農地集積を促進する制度が始まりました。

後ほど担当より説明がありますので、意見や要望等を寄せていただければと思います。

また、収入保険制度という農業の保険法が今月の2月に公布されました。新しく出来たものですが簡単に言いますと農業者ごとの農業収入全体に着目しまして自然災害の収入減少に加え価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補填する新たな制度というものができました。こちらについても農業共済組合が来ていますので内容等の説明があると思います。

それでは、今後も愛知県と県の農業振興基金、JA尾張とともに農業行政について連携をとりながら小牧の振興を図っていきたいと思っていますので、みなさま方のご協力をよろしくお願ひしたいと思っています。本日はたいへんお忙し

い中、出席していただきありがとうございます。

#### 【事務局】

本日は、愛知県農業振興基金第一近藤課長様、尾張農林水産事務所農政課林様、愛知県農業共済組合野村様、高橋様、尾張中央農協営農企画課長毛利様、石黒様、中山様、夏目様にご出席いただいております。

それでは、議題に入らせていただきます。議題（１）の人・農地プランの概要について説明します。なお、最後に質疑応答、意見交換の時間を設けておりますので、ご質問やご意見のある方はそのときをお願いします。

#### 【事務局】

それでは最初に「人・農地プラン」とは、それぞれの地域が抱えている「人と農地の問題」を解決するために、小牧市においては、担い手の高齢化や耕作放棄地の問題、ヌートリアやアライグマ、イノシシによる農作物被害などがありますが、地域農業の問題点について解決方法を話し合い、５年後、１０年後のあり方を地域全体で考えていこうというものです。

小牧市においても、平成２４年度に小牧市人・農地プランを作成しました。そして、平成２５年度には小牧市人・農地プランを２つに分割し、果樹が盛んな東部地区と稲作が中心の西部地区に分けました。

次に、プランの要点を３点にまとめましたので、順番に説明致します。

１をご覧ください。「人・農地プランは、人と農地の問題を解決する為の「未来の設計図」とあります。人・農地プランは、市が地域の実情を踏まえて単独で作成したものではありません。つまり、地域農家の方々の意見を聞き、地域と行政が協力して作成されたプランでなければ正規のプランとは認められません。

農家の方々と行政が一緒になって、様々な事柄を話し合っていきます。具体的には、今後の地域の中心となる人の選定や、地域農業のあり方などを話し合っていきます。具体例としては、高付加価値化を目指した畑作を推進する、農地集積を進め作業効率化を図る、６次産業化を進めるなどが挙げられます。

次に、２をご覧ください。「人・農地プランには、様々な『メリット措置』があります」。人・農地プランに位置づけられた人は、新たに農業を始めた時に給付金がもらえたり、協力金がもらえる場合があったり、農業用機械等の導入を支援してもらえたり、お金を借りる時に当初５年間無利子化等の支援策が受けられるといったことがあります。

最後に、３をご覧ください。「人・農地プランは、定期的に見直してください」とあります。法律により、１年に１回以上はプランを見直す必要がありますが、新規就農者が出てきた時や、地域の中心となる経営体として法人を立ち上げたタイミングでも見直すことができます。

2 ページには、全体のスケジュールを記載しました。本日の座談会は、スケジュールで言うと①座談会の部分になります。今後、本日の座談会で出た意見を考慮して修正案を作成し、窓口縦覧を致します。その後、JAや認定農業者等からなる検討会を経てプラン更新となります。議題1は以上です。

それでは、3 ページをご覧ください。3 ページの項目「1 農地中間管理事業の流れ」の下の四角にも記載のとおり、農地中間管理機構とは、貸し手の農地を一度に借受け、まとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して受け手に貸し付ける組織です。

次に4 ページをご覧ください。この農地中間管理機構は、平成26年度より設置されたもので、愛知県では、公益財団法人愛知県農業振興基金が農地中間管理機構の指定を受けています。国は、農地中間管理事業により、平成35年度までに、担い手への農地の集積率を8割に引き上げる目標を掲げています。

農地集積と集約化を支援していくためには、各地区での話し合いを行い、適切な人・農地プランが作成されている必要があります。

5 ページをご覧ください。項目「3 従来の利用権設定との違いについて」でございます。今回新しくできた農地中間管理事業と、既にある制度との違いが表にまとめております。

小牧市の場合はほとんどが利用権設定で、利用権設定の場合は貸付期間を3年や6年など自分で設定でき、借りたい農地や農地の貸付先を指定できますが、農地中間管理事業の場合は指定ができません。農地の出し手は機構に農地を貸出し、農地の受けては機構にエントリーします。それを機構がマッチングという形で農地の受け手を決めるという制度です。原則として10年以上農地を受け手に貸付ける必要があります、設定までに約3ヶ月かかります。

一方で、農地中間管理機構に農地を貸出した場合、協力金の対象となる場合があります。

それが、下段の項目「4 農地の出し手等に対する支援」でございます。条件を満たせば、農地中間管理機構を利用する事で協力金をもらえる場合があります。協力金は3つあります。

地域の話し合いにより、この地域はこの人が担うと決めて、2割以上の農地この場合は利用権設定を除きますが、機構に10年以上預けると、地域にもらえる地域集積協力金と、リタイヤする農家が機構に農地を10年以上預けるときにもらえる経営転換協力金、2筆以上預けるともらえる耕作者集積協力金があります。

6 ページですが、項目「5 事業の主なポイント」の借受け基準は記載のとおりです。農地中間管理機構は無条件に全ての農用地を借受けてくれるわけではありません。

借受けの対象となる農用地は農業振興地域内に限られ、遊休農地や農用地として利用困難な農用地は借受けできません。

さらに、貸付け期間は記載のとおり原則10年となっており、途中で解除することはできません。一方これらの要件を満たして、農地中間管理機構を利用した場合に、協力金の対象となる場合があります。

もし農地中間管理機構を利用する場合は、メリットとデメリットがございますので十分にご理解頂いてご利用いただきたいと思います。以上で議題2の説明を終わります。

引き続き、まるっと愛知の説明をしたいと思います。

### 【農業振興基金】

まるっと愛知について、ポイントの説明をしますと農地中間管理事業の仕組みとして貸し手の方が中間管理機構、愛知県の場合は農業振興基金が借ります。それを受け手の方へ貸し付ける。中身そのものは円滑化事業とほぼ同じです。まるっとということはどういうことかと言うと受け手という通常個人の方だとかが単独で借りるということなんですが、貸し手の中には高齢でできない方やしばらくは自分でやりたいが高齢になったらだれかに頼みたいなどいろんな方が地域にみえると思います。その方々に受け手として一般社団法人を作ってください、その一般社団法人が受け手となってもらいその地域をまるっと借りてもらい、そしてその農地を経営拡大したい受け手の方はその中で多くの農地を管理してもらい、しばらくまだ体が動くうちは自分でやりたい、高齢になって動けなくなったら人をお願いしたいという部分についてはその方が当面やっていただく。耕作放棄地になっている部分、もしくは営農できない部分についてはその社団の中で保全管理をしていただくというシステムを農業基金が考えていまして、相談を受けて徐所にやりつつあります。通常農地中間管理事業は単独の貸し手から単独の受け手で担い手が広域をやっているが地域の中には高齢で出来ないという方も含めた地域で社団法人を作ってくださいという制度を始めたばかりで今年くらいからやっています。

### 【事務局】

続きまして、「議題3. 今後の地域農業のあり方等について」説明させていただきます。7ページをご覧ください。

これが、現在の人・農地プランのとなります。このプランは、昨年東部地区と西部地区での座談会と検討会を実施して作成したものです。まず、1. 今後の地域の中心となる経営体には、文字どおり、地域農業の中心となって農業に牽引いただく方のお名前が記載されます。現段階の小牧市東部、西部人・農地プランでは、地域で活躍されている認定農業者の方を中心に名前を記載さ

せていただいています。小牧市東部人・農地プランについては、現在位置づけられている経営体は17経営体で、うち、桃やぶどうといった果樹が8経営体、稲作のオペレーターさんが6経営体、イチゴやトマトといった施設野菜が2経営体、養鶏が1経営体です。

8ページをご覧ください。

「3. 将来の農地利用のあり方」については、「農地集積が難しい地域ではあるが、新規就農者や担い手が増加した場合には農地利用集積を促進し、耕作放棄地解消に取り組めます。」です。次に、「4. 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針」に関しては、「新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図るが、機構活用の要望があれば検討していく」です。

次に、「5. 近い将来農地の出し手となる者と農地」には希望者がいれば、人・農地プランに各項目内容が記載されます。

最後に、一番大切な「6. 今後の地域農業のあり方」が記載されます。当地区が目指す地域農業の形を明記する箇所となります。現在、小牧市としましては、ここに記載してあります内容が、今後の東部地区における農業のあり方として考えています。一度、読み上げます。

「果樹生産が盛んな市東部地域では、耕作面積を拡大すると、作業人員も増加させなければならないため、農地集積を進めることが難しい。そのため、桃栽培サポーター制度を利用した新規就農の促進や担い手の確保に重点を置いた話し合いを進めると共に、新しい品種を導入するなどの高付加価値化の促進や六次産業化の促進も実施する。また、将来、新規就農者や担い手が増加した場合には、農地集積の促進を促すため、県や農協と共に連携を図りながら、地域農業の振興を目指す」

今読み上げたものが、この地区のあり方と考えています。

以上で議題3. の説明を終わります。

#### 【事務局】

それでは質疑応答に入らせていただきます。ただいま説明しました内容について、ご意見や質問事項がございましたらその場で挙手をお願いします。

#### 【出席者】

現在、3反くらい耕作していますが、これを農地中間管理事業に出したいと思うのですが、どこに声をかければいいのか。

**【事務局】**

市の窓口か農協の営農生活センター、または営農企画課でも大丈夫です。

**【出席者】**

農協がやっているものと農地中間管理機構は別のものですか。

**【事務局】**

二つありまして、農地中間管理機構の窓口もあります。窓口は各センター通じまして従来やっておるアグリが受ける利用権設定をしているもの、農地中間管理機構の10年の貸付ではじまるものは農地中間管理機構の貸付で二つあります。窓口は農協でいいですが貸付が二つあるということです。

**【出席者】**

農地を出したい人はいくらでもいると思います。ところがその農地を耕作していくという人がどれくらいいるか予想がつかますか。受け手がどれだけあるか。

**【事務局】**

農地中間管理事業と農地を借り受けをしてもいいですという方が何人か申込をされています。できるだけ地域にまとまった農地を管理していただくということで集約するわけですが、地域に担い手がいればそういう方を優先します。農協のアグリ尾張中央は最終的には受け手になっていかなければいけない部分があると思います。どのくらいみなさんが営農できないから貸し出したいと言われるかわからないので、その時の状況を考えながら受け手に渡していきたいと思います。

**【出席者】**

受け手の方で草刈りは引き受けてもらえるのか。

**【事務局】**

全面委託で農地を出したときに現状でいくと畦畔のところまで利用権設定されて受け手の方がやっていると思いますが、個人で管理されている回数からいくと、面積が多くなれば順番に巡回していて草刈する部分が増えますので回数は減るかもしれませんが基本的には畦畔のところまでが範囲になるかと思いません。

**【出席者】**

認定農業者の年齢分布はありますか。どの世代の人が多いのか説明してほしい。

**【事務局】**

60代の方が8名ほど、30代の方が5名ほど、50代、40代の方もみえますが一番上の方でも60代という感じです。

**【出席者】**

小牧市の畑の耕作面積はどのくらいか。

**【事務局】**

農業委員会の農地の台帳上の農地の面積、市内の面積は1133ha、そのうち田は640ha、畑は493ha。パーセントでは田は52%、畑は48%です。

**【出席者】**

果樹を中心でやっていますが、木のそばに家が建ったり、駐車場になったりでいろいろ苦情が出てくる。農薬をまくにしても、すぐ苦情がでて大変です。気をつけていてもすぐ苦情が出るので作業が出来なくて困っていることが多い。東部は果樹専門が多いので、そういう問題が出てくる。

**【事務局】**

ご意見として伺いたいと思う。

**【出席者】**

今後の地域農業のあり方について、6次産業化とあるがどのような方法を出しているか教えてほしい。

**【事務局】**

6次産業化の目指す部分ですが、農家の方々と行政が一緒になってやっていくという具体的な進め方になると思います。高付加価値化を目指す畑作を推進するような農地集積を進め作業の効率化を図るような6次産業化を進めていきたいというものです。

**【事務局】**

収入保険制度について愛知県農業共済組合より説明していただきたいと思い

ます。

### 【農業共済】

新しく始まります収入保険制度について具体的なしくみを説明させていただきます。第一条件として青色申告を行っている農業者が対象です。5年以上の青色申告があれば100%加入できますが、1年以内であっても加入できます。白色申告の場合は加入できません。30年の3月15日までに青色申告申請を出してもらい次の年、31年度の10月から加入申請がおこなえるので、まずは青色申告をやっていただくようにお勧めします。この保険の大事なことは農業者が自ら生産している農産物の販売収入が対象で、品目の限定は基本的にありません。掛捨ての保険方式と掛捨てとまらない積立方式があります。当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に下回った額の9割を補てんします。農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。補償のイメージとしての農業者ごとの過去5年間の農業収入を積算して10%が自己責任部分で80%までが掛捨ての保険、10%が積立金、90%が最高の支払率になります。次に具体的な保険料・積立金・補てん金の例ですが、基準収入が1000万円の農業者が基準ですが補償限度が9割、支払率9割を選択した場合。農業者にご用意いただく金額、保険料は7.2万円、積立金は22.5万円、あわせて29.7万円が収入保険となります。補てん金額は100%収入が0になった場合の最高の補てん金額は最高で810万円の補てんがあるということです。加入・支払等のスケジュールですが、平成30年の10月から11月に加入申請をします、次の31年が収入保険制度の1月から12月が算定期間になります。そして32年の3月、確定申告が終わりましたら保険金の請求、支払になります。このような日程になっていますので、お願いします。次に類似制度の関係ということで収入減少を補てんする機能を有する類似制度については、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切なセーフティネットを利用できるよう、選択加入となっています。農業者がいい保険を選ぶということになっているので、現段階加入している農業共済、収入減少影響緩和対策、野菜価格安定制度、加工原料乳生産者経営安定対策に入っている場合は収入保険に入る場合はやめていただいて、どちらかの選択ということになります。次に収入保険制度のポイントということで、農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度を導入しますということで、収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者です。青色申告を始める方は、3月15日までに最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。次に自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。いままで農業共済で自然災害による収入減少しかなかったです

が価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少も補填します。次に品目の限定は基本的にありません。米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなどほとんどの農産物をカバーしています。簡易な加工品、自分のところで生産した加工品であれば所得としてみます。加入できないものも特例として、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵、マルキン等が措置されているのは入れないので加入できません。次に収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度についてはどちらかを選択して加入することになります。続きまして窓口は地域の農業共済組合が担当しますのでわからないことがあればご相談ください。またあわせて農業者へのサービス向上と負担軽減の観点から農業共済の見直しを行っていきますのでこれからも農家さまのためになるよう、加入を勧めていく予定でございますので今後新しく決まりましたらアナウンスしていきたいと思っております。次に収入保険制度について問い合わせ等ありましたらこちらの地域は尾張東部出張所になります。次に収入保険制度への加入意向に関するアンケートを2枚ほどつけてありますので、強制ではありませんが今後の収入保険制度への加入についてみなさまのご意見を聞かせていただきたいと思っております。続きまして収入保険がはじまりますという平成29年11月に農林水産省が出しているもので説明させていただきます。新しく導入される収入保険では保険料の掛金率は1%程度で農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されるということで8割が掛捨ての部分で、1割が積立の部分で9割の補償ということです。米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど農産物ならどんな品目でも対象になります。ただマルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は対象外です。次に収入保険は品目の枠にとらわれず自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする保険です。次に集落営農でオペレーターを確保したいという現場の声でオペレーターを雇っても怪我や病気で収穫できないときはどうしようというときは、怪我や病気による収入減少も補償の対象です。また、ここはキャベツの指定産地ではないので野菜価格安定制度が使えない。キャベツの価格が下がったらどうしようという場合は全ての農産物が対象で価格低下も補てんします。また米は水稻共済に加入しているけど、3割も足切りがあり補てんが出なくて掛捨てばかりですが今度の収入保険では足切りは1割で、損害がなければ自動車保険と同じように翌年の保険率は下がります。続きまして、規模拡大して、販路や品目を多角化したいということでナラシ対策は、JAの取引価格を使っているので、JA以外の取引で価格低下した時はどうしようということですが、農業者ごとの収入減少を補てんします。取引先はどこでも構いませんのでご安心いただければと思います。次に契約取引用に保管していた米が災害で倉庫が浸水して売り物にならなくなった時はどうしようという

ことですが、収穫後の保管中の事故による収入減少も対象です。次にルッコラやズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていないので価格が下がった時はどうしようということも全ての農産物が対象ですのでよろしく申し上げます。次にもち加工品の取引がうまくいかなかった時はどうしようも精米、もちなどの加工品であっても自ら生産したものを加工して販売しているものは対象になります。続いて輸出や新規品目の導入に取組みたいという場合です。輸出した時の為替変動で売上が落ちたらどうしようということですが、為替変動による収入減少も補償の対象です。次にブルーベリー、アボカドは果樹共済の対象ではないので自然災害にあつたらどうしようということですが、こちらも全ての農産物が対象で果樹共済の対象外の果樹も対象です。次に新しい販売先が倒産したらどうしようということですが、他に売り先が見つからず収入が減少した場合も補償の対象ですのでご安心ください。次に新しい作物の導入や、収入保険があれば、販路の拡大などに取組み易くなりますということで収入保険はチャレンジする農業者を支援する保険ですということで、新しい取組みをやられる場合は保険に入っていて安心して農業の経営に取り組んでいただきたい。次に収入保険の加入・スケジュールです。30年が加入申請、31年が税の収入の算定期間、32年の確定申告後に保険金の収入減少に応じた補てん金を支払うスケジュールです。次に収入保険に関する相談窓口一覧です。最後に実際の掛金と収入減少の補てん金の例です。愛知県の平均的な収入で作付面積、単収、販売単価をのせてありますが、あくまで例で比較ポイントとしてみてください。収入保険について愛知県農業共済組合がホームページで簡単な収入保険の資産等もできます。以上で収入保険の説明になります。

### 【事務局】

最初に案内させていただいたアンケートにつきましては、大変すみませんがお帰りの際に受付窓口へ提出していただきますようお願いいたします。それでは以上をもちまして人・農地プラン説明会を終了させていただきます。夕暮れ時や夜間にかけては、人や車の動きが大変見にくい時期です。交通事故も多発する傾向にありますので、愛知県では夜間の車がないときはハイビームにするなど交通事故を減らす啓発をしていますので、お帰りの際は安全運転に努め気をつけてお帰りください。